何合併特例区の長（職員）に関する措置請求の要旨

一　請求の要旨……

二　請求者

住所　氏　名　印
生年月日　性別
（住所）（氏　名）（印）
（生年月日）（性別）

右のとおり市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

平成何年何月何日

何市〔何郡何町（村）〕監査委員あて

備　考

氏名は自署（目が見えない者が公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）すること。

何合併特例区の長（職員）に関する措置請求の要旨

一　請求の要旨……

二　請求者

住所　職業　氏　名　印
生年月日　性別
（住所）（職業）（氏　名）（印）
（生年月日）（性別）

右のとおり市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

平成何年何月何日

何市〔何郡何町（村）〕監査委員あて

備　考

氏名は自署（目が見えない者が公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）すること。

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○総務省令第十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四十一条、第四十九条、第百二条の十八及び第百四条の三の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月二十九日

総務大臣　野田　聖子

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（権限の委任） **第五十一条の十五**　［略］ 2　前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長とする。	（権限の委任） **第五十一条の十五**　［同上］ 2　前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長とする。
［一～五の四　略］	［一～五の四　同上］
六　無線従事者の免許に関する事項	六　無線従事者の免許に関する事項
合格した法第四十一条第二項第一号の国家試験（その免許に係るものに限る。）の受験地（法附則第五項又は第六項の規定により無線従事者の免許を受けたものとみなされた者であつて、昭和三十年六月一日に免許の更新を受けたものの当該免許につい	合格した法第四十一条第二項第一号の国家試験（その免許に係るものに限る。）の受験地（法附則第五項又は第六項の規定により無線従事者の免許を受けたものとみなされた者であつて、昭和三十年六月一日に免許の更新を受けたものの当該免許につい